

Title	反町文書(四)
Sub Title	The Sorimachi manuscripts (which once belonged to the Sorimachi family, now possessed by Keio University library) : their transcription and comments
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	1960
Jtitle	史学 Vol.32, No.4 (1960. 4) ,p.91(481)- 98(488)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19600400-0091

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

八〇、伊達政宗書狀 (斐紙) (33×33)

急度爲レ使相理候、仍自ニ京都ニ上洛之義承候条、不圖可ニ相登ニ存分ニ候、依レ之其口之儀、萬々、雪齋に申理候、雖ニ勿論候、諸篇申合候而、堅固之義、專用ニ候、用所共相調、早々可レ爲ニ下向ニ候、可ニ心安ニ候、書余彼口上可レ有レ之候、恐々謹言、

卯月十九日

政宗 (花押)

八一、伊達政宗自筆書狀 (33×33)

尙々、先度御みせ候わきさし、わすれ候て返し不レ申候、あつかり申候者、京へ參候間、晩こは自レ是もたせ可レ進候、其時、様子可ニ申入ニ候、かしく、

神そく、自レ是可レ申と存候処ニ示預候、此中者、^(淀)堀ニ御座候由、無ニ際限ニ御勞苦共候、誠此中之地震、絶ニ言語ニ候、いつかたも大破、可レ申様なく候、又、我等家中

出入之事、きとくなる御心付と感存候、様子面ならてハ不レ被レ申候、恐惶謹言、

後七月廿四日

政宗 (花押)

八二、小早川隆景自筆書狀 (38×27)

御書存ニ其旨ニ候、只今罷上候条、此由可レ有ニ御申ニ候、恐惶謹言、

正月十四日^五

隆景 (花押)

八三、小早川隆景書狀 (16×91)

猶以爰元各日御參會之以後、安國寺到開寄可ニ罷越ニ候条、重々其刻可ニ申入ニ候、

先日兩度之御使札何茂相届候、灘目御警固御手前之儀丈夫被ニ仰付、每事御勝利之由肝要存候、然者御檢使衆爲ニ御參會ニ中途可レ有ニ御口返、御紙面拜見ニ候、寒中御苦勞令レ察候、拙者事、都より西目關城府郡ニ令ニ在陣、猶遠

候間、此度懸_ニ御目_一間敷と心外候、御陣所南北相隔、又何以依_ニ不自由_一、乍_レ存以_ニ書狀_一も不_ニ申通_一、有_ニ本意_一候、隨而平安道大明國和與之儀付而 去月廿六大唐之使小攝參會候間、趣可_レ有_ニ相談_一之由候て、至_ニ當地_一二兩日中、攝州被_ニ罷越_一候、都衆も可_レ有_ニ御出_一之通被_ニ申上_一候、各被_ニ仰談_一、定至_ニ名護屋_一可_レ被_ニ相伺_一候、先以珍重之儀共候、當時日本之御到來共候哉、依_ニ遠路_一曾而無_ニ其間_一候 事々被_ニ仰知_一候者、可_レ爲_ニ本望_一候、猶重々可_ニ申承_一候、恐々謹言、

小左衛

十二月六日

隆景(花押)

藤佐様

御陣所

八四、豐臣氏奉行奉書斷簡

(本文缺) (17.5×37)

長東大藏大輔

三月七日

氏家(花押)

增田右衛門尉

(四八二) 九二

長盛(花押)

石田治部少輔

三成(花押)

宮内法印

繼潤(花押)

德善院

玄以(花押)

中路平右衛門尉殿

御宿所

八五、前田玄以書狀

(折紙) (40.5×15.5)

當村之儀、八条殿御知行に被仰下候、然者當納皆濟之間、一切他納不_レ可_レ仕候也、

慶三

德善院

九月廿八日

玄以(花押)

多喜郡おた田

百姓中

八六、蒲生秀行知行黑印狀 (折紙) (42.5×15.5)

宇都官於三分領、知行三百五拾石、令扶助一訖、如目録、全可領知者也、

慶長三

十月十八日

(黒印)「印文、秀隆」

(人力)「殿力」

吉村藏 □ □

八七、徳川家康社領寄進朱印狀 (折紙、檀紙) (23.5×63.5)

於八幡庄内、壹石五斗四舛之事、全可社納候也、

慶長五年

五月廿五日

(朱印)「印文、忠恕」

家康 ○

神寶所

谷村孫十郎

八八、小早川秀秋黒印知行狀 (折紙) (6×4.5)

於筑前國志摩郡野北村之内、四百石、令扶助一訖、全可

反町文書

領知者也、

慶長五年

八月十九日

秀秋 ○ (黒印)

八九、福島正則判物 (折紙) (51×16.5)

相渡知行方事、合貳百五拾石者、遣之畢、全可令領知者也、仍如件、

慶長五年

十二月八日 左衛門大夫 (花押)

山田左兵衛殿

九〇、徳川家康書狀 (18×26)

其元雜說申之由承候間、内々自是可申入、存候得共、即事靜由候条、無其儀候處、被入御念、早々御折紙本望存候、羽越中殿其地へ御越之儀候間、萬可被仰談候、猶期後音之時候、恐々謹言、

三月廿七日 家康 (花押)

(四八三)

九三

越中中納言殿

九一、上杉景勝書狀 (切紙) (14.5×10)

猶々、須田かたへも右之通、可_レ申越_二候、己上、
築川表へ政宗相動候由、注進候、於_二議定_一者、可_レ出馬_一
之条、其内、各令_二相談_一堅固之備尤候、直江事も今六日、
米沢迄歸着候間、同時_二可_レ相動_一候、山城かたへ、其許
よりも可_レ申越_二候、謹言、

十月六日 刻丑 景勝 (花押)

九二、前田玄以自筆書狀 (31×49.5)

安鎮之儀付、被_二仰下_一之趣心得存候、下行之事可_レ申付_一
候間、内々御用意尤存候、委細鳥居小路可_レ被_二申上_一之
趣、御取成所_レ仰候、恐々謹言、

卯月廿九日 玄以 (花押)

慶満殿

九三、結城秀康傳馬黑印狀 (36×23.5)

傳馬貳拾疋、人足六人、山中_ノ町次_ニ金津迄、無_二相違_一
可_レ出者也、仍如_レ件、

辰 七月朔日〇 (黒印)「印文、秀康」

右宿中

九四、大友義統自筆書狀 (38×25)

猶々彼宗門之儀、如何躰_ニ被_レ進候共、同心有間敷候、相構
而當風_ニなひかれ候てハ義統外聞殘所なく候、こま_ニ口
上相含候間筆留候_ニ矣、

度々如_二申候_一、宗門之儀付而、從_二休庵_一如何躰_ニ被_レ進候
共不_レ可_レ有_二同心_一候 若又、相違之儀候者、向後可_レ爲_二
等閑_一候、於_二様子_一ハ此内申盡候間、不_レ能_二細筆_一候、恐
々謹言、

三月廿八日 義統 (花押)

一万田越中守殿

九五、大友義統書狀

(斐紙、切紙) (11.5×31)

連々忠意之次第、于レ今、無ニ變化ニ之由、乍ニ案中ニ、感悅無レ極候、然者、任ニ御入魂之旨、爰元出勢之儀、無ニ油斷ニ申催候、急速、日田郡迄差立候之條、其表之才覺、無ニ相違ニ様、才覺肝要候、殊黒木表之事、早々被ニ討果ニ、各可レ被顯ニ心底ニ事、專一候、於ニ様躰ニ、重々可ニ申談ニ候、仍三藩郡之内、本郷五拾五町分之事、預ニ進之ニ候、可レ有知行ニ候、恐々謹言、

九月十六日

義統(花押)

蒲池兵庫頭殿

九六、淺野幸長鹽役運上銀請取狀

(堅切紙) (39×15)

覺

銀四貫六百六拾六匁六分
六リン 元判鹽役之運上也、

反町文書

右請取所如レ件、

(黒印)「印文、幸長」
慶長十一年正月七日□(花押)

掃部三郎かたゝ

九七、結城秀康書狀

(33.5×46.5)

(ウハ書)

稻葉三十郎殿

中納言

以上

先刻者御尋、殊諸白ニ樽御持參、誠御心入之段喜悅無ニ申計ニ候、氣相惡臥り入候付而不ニ申聞、早々御歸不レ能ニ面談ニ殘多候、猶期ニ後者之時ニ候、恐々謹言、

極月廿六日

秀康○

(黒印)「印文」

九八、豐光寺承兌書狀

(折紙) (16×35.5)

尊墨拜覽欣悅無レ他候、二三日中可レ有ニ御見廻ニ之由、午後可レ被レ成ニ御登城ニ候、○城織部へ被レ遣レ人、番之日可レ然

(四八五)

九五

存候、祖塔行事等儀、彼方様子可_レ承候 他所へ候間、
不_レ能_二一二_一候、恐惶頓首、

九月十三日

豐光寺

□□ (花押)

佐久間

(公)(力)
(室)(力)

兩足□□

(力)
御座下

九九、木下家定書狀 (折紙) (17×51)

返々てならいよく候へく候、春はけさんにて申へく
候、

内々從_レ是も申度候折節文給候、祝着此事候、誠々久不
能_二見參_一候、朝夕申出候、一段文見事之由申候て、奇特
と皆々申候、必々來春はちと上洛まち申候、就_レ其手習
能々けいこ尤_二候、別_レこのう、つゝみなとならい候事ハ
無用にて候、右衛門尉殿へも其よし申遣候、次よくも候
はねとも、りんずのとうふく參候、誠々文のしるしまて

にて候、くれく春は出京候へく候、其折節、可_二申入_一
候、恐々謹言、

十一月六日

二位法印 (黒印)

淨英 ○

木小右衛門尉殿

御返報

一〇〇、本多忠勝自筆書狀 (折紙) (15.5×42.5)

尚々御狀拜見恭候、自_レ之可_二申入_一之處、何ケ度取亂
候故、乍_二存知_一無沙汰之儀_二候、委細御使者へ申渡候
間、不_レ能_レ具候、以上、

思召寄御使札本望之至候、如_レ仰御無事早々相濟目出存
候、近日家康開陣可_レ被_レ申候、東筋自然相應之御用可_レ
蒙儀候、疎意存間敷候、尙期_二來信之時_一候、恐々謹言、
十一月十四日 忠勝 (花押)

[切封]

曾又_(カ)兵様

御報

本平八 忠勝

一〇一、島津義久書狀 (切紙) (14×71.5)

從門跡様被成下御書候、忝令拜見候、度々書物之儀、申上候處、無異儀被遊候事、恐悅至極候、此等之趣宜預御披露事、所庶幾候事々、恐々謹言、

嶋修入道

十一月十二日 龍伯(花押)

大谷治部卿殿

一〇二、松平忠直黑印知行狀 (36×51.5)

宛行知行分之事、

志比領

一、高貳百六拾九石八斗壹升、吉嶺村、

大野領

一、高貳百石、淨土寺村内、

藤嶋領

一、八拾石壹斗九升、北野村内、

合五百五拾石者、

反町文書

右、爲加増令扶助訖、全可領知者也、仍如件、

慶長拾八年丑 (黒印)「印文、忠直」

三月十一日 ○

野本玄蕃とのへ

一〇三、近衛信尹自筆書狀 (31.5×48)

二三日中より罷上由候間、自是左右可申候、

龍伯者、昨日伏見へのよし、先剋被申越候、伊集院ハ未大坂より有之由、申候間、上次第此御狀、可相遣候、かしこ、

十一日

(カ)(カ)

七門公

三より

一〇四、豊臣秀頼黒印内書 (檀紙、折紙) (23×64.5)

爲重陽之祝儀、吳服二到來祝着候、猶片桐主膳正可申候、

(四八七)

九七

九月七日 ○ (黒印)

分部左京亮とのへ

一〇五、片桐且元自筆書狀 (折紙) (62×16.5)

猶々、此使口上ニ申含候、弥先日之ことく事濟候者、
朽河州使者其方遣可申候、以上、

一昨日より出京候而、夜前伏見罷歸候、然者大見村人足
出入之儀、先日如レ申候、被レ得ニ御意ニ候由候、事濟候者、
月別なと重而進納被レ仕候様ニ可ニ申渡候、晩敷、明朝
者、必大坂罷下候間、扱申候、恐々謹言、

片市正

七月廿四日 且元 (花押)

大藏卿殿
宰相殿
御宿所

一〇六、伊達政宗自筆書狀 (折紙) (17×51)

大坂落城之時之内膳事にて候、いかが候やかしく、

今朝も失念候、先度あふみ知行所へ尋候へと申付候キ、
村上内膳行ゑの事、于レ今何共不ニ申來候哉、重而も申
越候てらちをきゝとゝけ候へく候、事おほく候間わすれ
候也 かしく、

廿三日

か

(切封)

若狹とのへ

政宗